2021/1/5 No. 634 発行 無断転載・加工禁止 ※教員研修等にお役立て ください。

教職研修資料

発行]教育開発研究所 東京都文京区本郷 2-15-13 TEL (03)3815-7041 FAX (0120)462-488

■教育行政のポイント

ICT端末の"持ち帰りの目安"

菱村 幸彦

やや旧聞に属するが、ICT端末の持ち帰りに関する通知について取り上げる。

令和2年9月に文部科学省は、ICT環境整備の加速化を促す通知(末尾注)を出した。通知は、GIGAスクール構想の調達状況(8月末時点)の調査結果を知らせるもので、年内に納品が完了しない自治体が全国の過半数以上を占めることなどを明らかにし、各教育委員会にICT整備の促進を促している。

同時に、通知は、もう一つ、ICT端末を家庭に持ち帰って学習する際の「目安」について示している。

ICT端末の最大限の活用

GIGAスクール構想の実施が遅れているとはいえ、令和3年中に整備が進むことは間違いない。一方、新型コロナウイルスの感染は、いつ終息するとも予想がつかない状況にあり、再度、臨時休業を余儀なくされる事態も想定される。臨時休業が長期にわたる場合、ICTを活用した学習を行うことになるが、その際、学校にある端末を家庭に持ち帰るルールが必要となる。

今回の通知は、すでに持ち帰りのルールを定めている先進的な教育委員会の取り組みを参考として、 [別紙3]「学校に整備されたICT端末の緊急時における取扱いについて」で、次のような目安を示している。

第1は、取り組みの姿勢である。感染症など緊急 事態が生じた際、教育委員会・学校は、学校にある ICT端末を最大限活用して児童生徒の学びの保障に 取り組む必要がある。しかし、昨年の一斉休業の際 は、教育委員会や校長等の消極的な姿勢から、ICT の積極的活用に出遅れた状況が見られた。

通知はその経験を踏まえて、取り組みの姿勢として、①前例にとらわれず、抑制的な思考に陥ることなく、前向きに検討すること、②意欲的に取り組む教職員による創意工夫の試みを最大限活かすこと、③ま

ずは取組を開始し、その後実情に応じて改善する弾力的な発想で対処することが重要としている。

適切な管理のためのルールづくり

第2は、事前の準備である。教育委員会・学校は、 予め端末の持ち帰りのルールを定め、家庭での適切 な管理が行われるよう努める必要がある。その際の 留意点について、通知は次の諸点を示している。

(1)紛失防止の観点から、学校は端末の貸出し状況を適切に把握する仕組を検討すること。(2)フィルタリングを活用して、外部からの攻撃や有害情報へのアクセスを防ぐこと。(3)家庭でのネット接続を円滑にするためGIGAスクールサポーターやICT支援員を活用すること。(4)学習課題の配付、故障時の連絡など、学校・家庭間の連携がとれる体制づくりを行うこと。(5)持ち帰りに過重な負担とならないよう荷物量などを確認し、家庭における接続試験を行うこと。

第3は、端末利用時の留意点である。公費で購入された端末が貸与されるという観点から、通知は、次の諸点を示している。

(1)児童生徒や保護者など予め決められた者が端末を利用できることを確認すること。(2)学校とのやり取り、課題の実施、授業の配信など利用目的を明らかにして端末を貸し出すこと。(3)児童生徒には、火元、水廻りなどを避け、端末を大切に扱うよう指導すること。

通知は、「ガイドライン」ではなく「目安」という言葉を用いていることに留意したい。つまり、持ち帰りのルールは、各地域、各学校の実態に応じて、弾力的であることを前提としている。

(注)文部科学省通知「『GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況調査』の速報値公表及びそれを踏まえたICT環境整備の加速化に係る対応策について」(令和2年9月11日、初等中等教育局長)

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●1人1台PCで学校と授業はどう変わるか? 管理職必見の「オンライン講座」!

GIGAスクール時代に向けた管理職の備え

【講師】水谷年孝(文部科学省ICT活用教育アドバイザー) 約 60 分/定価 3,000 円



QRコード